◎佐賀県条例第23号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例(昭和31年佐賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後				
(常任委員会の名称、委員定数及び所管)				(常任委員会の名称、委員定数及び所管)				
第	第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとす				第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとす			
	る。				る。			
	名称	定数	所管事項		名称	定数	所管事項	
	略			略				
	文教厚生委員会	<u>10</u>	略		文教厚生委員会	9	略	
	略		略					
	(委員の選任)			(委員の選任)				
第	第5条 略				第5条 略			
2 略				2 略				
				3 常任委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30				
				<u>日以内に行うことができる。この場合において、前任者の任期は、</u>				
					第3条第1項本文の規定にかかわらず、当該選任のあった時まで			
					<u>とする。</u>			
3	<u>3</u> 略				<u>4</u> 略			

附則

この条例は、令和5年4月30日から施行する。ただし、第5条第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。